

令和6年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年2月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和6年2月9日(金) 午後3時45分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	竹内 功次
赤木 謙介	長代 悦和	劔持 孝明	高谷 幹晴	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

1番委員 2番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 8号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 9号 農用地利用集積計画について

議案第10号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する裁決について

報告第 4号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 5号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主査) **【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号96番】

(農地担当) それでは96番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、渡人が高齢という事で受人に作っていただくということです。この申請地ですが受人の自宅のそばで便利がいいという事で、この度の話になりました。受人が現在所有している田の近くでもあり、この申請地については今後、ご主人と一緒に稲作をされる予定です。農機具を一式保有されておりますし、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 受人は、家族で農業をしっかりとされている方です。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。96番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、96番は許可されました。

【受付番号97番】

(農地担当) 続きまして97番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件についてですが、詳しくは茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) この案件ですが、受人はこの申請地の近くにある居宅を購入し、倉庫として使っております。今回取得する農地については、桃を植えていくそうです。受人は、桃農家として就農されており、地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) この方は他地区でも農地を所有されており、営農確認をしていただいておりますが、問題ないという回答をいただいております。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。97番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、97番は許可されました。

【受付番号95番】

(農地担当) 続きまして95番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件ですが、借受人は貸渡人の孫になります。受人は、初めて農業をしていきますが、おじいさんの知識を得ながらやっていくそうです。取得する農地面積は、●●平方メートルのうち●●平方メートルとなっておりますが、残りの面積は農業用倉庫が建っております、そこを除いた箇所を農地を使用貸借するという事です。この農地は、以前から作付けされておらず、草刈をして管理のみ行っておりましたが、今後は野菜や果樹を作付けして、この農地を活かしていくということで、地元としては問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) 長代委員、補足はありますか。

(長代委員) 補足はありませんよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(主査) 使用貸借期間の記載が漏れておりました。申し訳ございません。20年間という事で令和26年2月8日までという事です。

(12番委員) この倉庫の部分は、農地と一緒に譲り受けるということはないのですか。

(14番委員) 倉庫部分は、おじいさんの所有のままに残したいという事です。よろしく申し上げます。

(農地担当) 他に何かありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、95番は許可されました。

【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第6号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号25番，5条111番】

(農地担当) それでは25番、上林の件につきまして、5条111番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、25番については東が宅地、西が農地、南が農地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、25番については、自宅のブロック塀が老朽化しており、危険という事でブロック塀の管理用地として設けるためのものです。111番については、用水は東にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまふ。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番、5条111番は許可されました。

【受付番号26番，5条116番，118番，119番】

(農地担当) 続きまして26番、岡谷の件につきまして、5条116番、118番、119番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、26番は、東が農地、西が道路、南が宅地、北が宅地、116番と118番ですがともに、東が農地、西が農地、南が宅地、北が宅地、119番は、東が農

地、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、26番については、測量をしたところ道路側溝となっていたため、この度の申請となりました。116番と118番については、用水、排水、日照通風、土砂流出等、被害防除計画の内容を確認しましたが、周辺営農に支障はないものと思われま。119番については、通路の隅切りとしての申請です。いずれも営農に支障はありませんので地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番、5条116番、118番、119番は許可されました。

【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号103番】

(農地担当) それでは103番、西郡の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が農地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この申請地ですが、詳しくは剣持委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、剣持委員をお願いします。

- (剣持委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。103番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、103番は許可されました。

【受付番号105番】

- (農地担当) 続きまして105番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が農地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、近年宅地化が進んでいる場所です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) こちらの申請地ですが、周りは宅地化されており、最後の区画になります。東に少し農地がありますが、周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。105番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、105番は許可されました。

【受付番号106番】

- (農地担当) 続きまして106番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が農地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この申請地ですが、住宅地の真ん中にある場所です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) この案件ですが、周りは宅地化されており、周辺営農に支障はないものと思われまます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。106番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番】

- (農地担当) 続きまして107番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、周りは水田ですが、一部が数年前から農振除外が進んでおり住宅になっている最後の一笔です。この申請地より北側については、このまま染み出し的に宅地が広がっていくと周辺営農に問題が出てくる可能性もあるという事で、今後は農振除外が北側に出て行かないようにと10年くらい前から地元から話も出ており、農林課とも情報共有をしております。地元として、今回の転用案件については、農振除外もされており、問題ないととらえておりますので、どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と

ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。107番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、107番は許可されました。

【受付番号108番, 109番】

(農地担当) 続きまして108番、福井の件について、109番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、108番、109番ともに東が農地、西が農地、南が宅地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、住宅地と農地が隣接している場所です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) この案件ですが、109番は進入路となります。今回、家が建つことによって周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、108番、109番は許可されました。

【受付番号110番】

(農地担当) それでは110番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が農地、西が宅地、南が農地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (2番委員) この案件ですが、用水は北にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。う。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

【受付番号112番】

- (農地担当) それでは112番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。う。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。112番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、112番は許可されました。

【受付番号113番】

- (農地担当) 続きまして113番、三須の件について、現地調査の報告をお願いします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が農地、西が農地、南が宅地、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。113番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、113番は許可されました。

【受付番号114番】

- (農地担当) それでは114番、楨谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) この案件ですが、すでにコンクリートで舗装されておりました。地元としては、周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件ですが、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。114番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、114番は許可されました。

【受付番号115番】

(農地担当) 続きまして115番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が農地、西が農地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この申請地ですが、用水は北にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま
す。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。115番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号120番】

(農地担当) 続きまして120番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の
周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接
続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出について
は、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま
す。どうぞ
ご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。120番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、120番は許可されました。

【受付番号122番】

(農地担当) 続きまして122番、窪木の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、周りは宅地化されたエリアです。詳細は、永野委員からお願いします。

(農地担当) それでは永野委員、お願いします。

(永野委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。122番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、122番は許可されました。

【受付番号123番】

(農地担当) 続きまして123番、窪木の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細については永野委員からお願いします。

(農地担当) それでは、永野委員お願いします。

(永野委員) この申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。123番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、123番は許可されました。

【受付番号104番】

(農地担当) 続きまして104番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が農地、西が農地、南が農地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。104番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、104番は許可されました。

【受付番号121番】

(農地担当) 続きまして121番、山田の件について、現地調査の報告と地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が農地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。この案件ですが、受人は渡人の次男です。農業をするのに農地の近くに家を建てるという案件です。用水排水、日照通風、土砂流出は問題なく、周辺営農に支障はないものと思われまのでどうぞご審議ください。

(農地担当) 赤木委員、補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として農家住宅ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。121番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、121番は許可されました。

【議案第8号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当) 続きまして、議案第8号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第8号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読、説明】

(農地担当) 今回の変更承認の件ですが、令和5年9月総会で審議された件です。開発行為の変更ではなく、権利の変更の申請です。賃貸借の設定から所有権移転に変更するという件です。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 地元委員から何か意見はありますか。

(1 番委員) 特にありません。

(農地担当) 地元委員からは問題なしということですが、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認いたします。

【議案第 9 号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして、議案第 9 号、農用地利用集積計画について、を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第 9 号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【14 番委員 退席】 午後 2 時 40 分

(主査) **【議案第 9 号 農用地利用集積計画について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認いたします。

【14 番委員 入室】 午後 2 時 44 分

(農地担当) この際、しばらく休憩します。

【午後 2 時 45 分から午後 3 時 35 分まで 休憩】

(農地担当) 休憩前に引き続き、審議を開催します。

【議案第 10 号 行政不服審査法第 29 条の規定に基づく審査請求に対する裁決について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第 10 号、行政不服審査法第 29 条の規定に基づく審

査請求に対する裁決について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) こちらは、令和5年3月13日に申し立てのあった令和4年12月16日付けの許可処分に対する不服審査請求について、別紙のとおり裁決し、裁決書案のとおり決定してよろしいかお諮りするものでございます。裁決書案をご覧ください。主文ですが、審査請求についての結論でございます。本件審査請求を却下する。当該処分は、取り消されており、審査請求の目的が失われているということです。次に事案の概要ですが、申立人は、令和2年2月18日をもって営農型太陽光発電施設設置の目的で転用申請をして、許可期間を令和2年3月30日から令和4年12月31日までと定めて許可する処分をしました。そして、その処分の許可期間満了に先立つ令和4年11月16日付をもって、許可期間更新の許可処分を求めて来ました。これに対し、許可期間を令和5年1月1日から令和6年4月30日までと定めて許可処分をしました。本件、審査請求は、この処分に対して許可期間を令和5年1月1日から令和4年12月31日までの10年間と変更する裁決を求めて申し立てられたものです。次に審査請求人の主張ですが、本件申請は認められる要件を備えており、許可の期間は10年とするのが相当である。その理由として、先行処分の令和2年3月30日から令和4年12月31日までの間、申立人がなした誓約を守っていること、また、担い手が自ら所有する農地を利用しており、効率的かつ安定的な農業経営をなされていることから、許可期間は10年以内でありその期間を短縮する理由はない。とのこと。また、許可を求める期間を10年とする申請に対して、期間を1年4か月とする一部拒否する処分をする時は、当該処分の理由を示さなければならないにもかかわらず、理由が示されていない。という主張でございました。次に理由ですが、処分庁は令和5年7月10日、本件処分を取り消し、その旨を申立人に告知しました。取消の理由は、10年の許可を求める申請に対し、1年4か月とするもので、申請を一部拒否する処分であり、処分の理由を示さなければならないにも関わらず、理由が示されていなかったことでもあります。そして、この処分が取り消されたことにより、審査請求の目的は消滅しました。したがって本件処分についての審査請求は不適法となったことから、行政不服審査法第45条第1項の規定によりまして、主文のとおり却下するとの裁決をするものでございます。裁決書案についての説明は以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。この件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、原案どおり承認されました。

【報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第4号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第4号 報告書について朗読】

【報告第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第5号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第5号 報告書について朗読】

【報告第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第6号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第6号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 30ページは、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が3件、4条関係が2件、5条関係が20件でございました。農地転用事業計画変更承認申請につきましては、原案どおり承認しました。また、農用地利用集積計画及び審査請求に対する裁決の件については、原案どおり承認といたしました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時45分